

「改憲」発言横行するなかで

紹介…田中彰著『小国主義—日本の近代を読みなおす』

光る、コスタリカと「小国主義」

上羽 修

じつと見つめると、ほら、他の豆とは表情が違っでしょ。平和の香りが、とても強いんです。

こんな商魂たくましい特集を組んだのは『通販生活』（2003、秋号）。超大国アメリカの「お膝元」で、しかも政情不安つづきの中南米にあって、50年以上も前から軍隊を放棄し、非武装中立をつらぬいている国として今話題のコスタリカにあやかっただ。

特集では、1980年に「コスタリカの永世的、積極的、非武装中立に関する大統領宣言」をしたモンヘ元大統領にインタビューし、「民主主義の国、平和主義の国、軍隊のない国が軍事的危機において何ができるかを考えた結果、私たちは積極的中立を選んだ」という経緯を載せている。

今年8月下旬、小泉首相は結党五十周年にあたる2005年11月までに自民党としての「改憲」案をまとめることを指示した。もちろん日本が公然と軍隊を保有し、専守防衛から海外派兵へ転換できるようにするための「改憲」である。

こうした日本の政権党の動向にたいする対抗軸上に、軍隊を捨てた国、コスタリカが注目されている。ただ私が気になったのは、日本では近現代を通して軍隊のない国家像が提唱されたことがなかったのか、ということである。そうしたとき田中彰著『小国主義—日本の近代を読みなおす』（岩波新書、1999年）に出会った。

憲法第9条を守りたい人は、
コスタリカ産の豆で
コーヒーを飲まないとい
けない。

「北朝鮮の弾道ミサイルの脅威に対しては、こちらも数発地攻撃能力を保有しないと」

その気持もわからないじゃないけれど、そうすると、インドとパキスタンみたいな二輪即発の、恐怖の隣国関係、をつくってしまうんじゃないかな

じつと見つめると、ほら、他の豆とは表情が違っでしょ。平和の香りがとても強いんです。

これが憲法第9条の豆。



この本によって、明治初期の自由民権期や大正デモクラシー期に、
大國主義・覇權主義・軍國主義を批判し対置させた「小國主義」「小
日本主義」という思想があったこと、そうした歴史的水脈をもつ「小
國主義」の理念が現在の日本國憲法に結実したこと、「押しつけ」
憲法論による「改憲」の潮流は、小國主義の理念を否定し、大國主
義への回帰をめざすものであること、を切に教えられた。

門外漢の筆者にとってははなはだ重荷ではあるが、あえて本書を、
私の印象の強かったところを中心に紹介したい。

1. 近代国家の選択肢を求めて

—岩倉使節団のめざしたもの—

岩倉使節団は、欧米中心の国際社会のなかで東アジアの後発国日本がいかに近代国家を創出するか、その選択肢を米欧近代諸国のなかに探るといふ国家プロジェクトを担い、1871年12月（明治4年）から1年10か月のあいだ、米欧12か国を歴訪した。そして、その報告書が『特命全権大使米欧回覧実記』全百巻として公刊された。

アメリカで見聞したものは物力＝総生産力を背景とした人民の「自主自治の精神」とその限界であり、イギリスでは資本主義国家と立君政治のあり様を、ドイツ帝国（プロシア）ではビスマルクから「万国公法」にたいする小国と大国との関わり方の違い、すなわち「小国は一生懸命努力して『万国公法』を守ろうとするが、これに対し、大国はみずからに利のあるときは『万国公法』に固執するけれども、ひとたび自国が不利となるや、兵威をもってそれを踏みこむ」といふ、1小国だったプロシアがドイツ帝国へと大国化するプロセスを聞いた。

使節団は大国ばかりか小国にも強い関心をよせた。ベルギーとオランダの国土は「我筑紫一島に較すべし」広さだが、「人びとは努力を重ね、大国の間であって自主の権利を貫いている。そして、総生産力は大国をはるかに凌ぐ」。「それほどの力を発揮しえるのは、人民がよく勉め、よく励み、よく協力一致して力を尽しているからにほかならない」と。小国の中立の保持と独立を全うする典型スイスは、「自国の権利を達し、他国の権利を妨げず、他国の妨げを防ぐ、是なり」と明言する。そして「小国たるスイスやオランダは、小国としての体制と精神に徹して大国の侮りも受けず、信義をもって国威を発揚しており、日本としてはもつとも見習いたい国だ」と記した。

「結局日本は、プロシアからドイツ帝国への道、つまり小国から大国への道を、アジアのなかで選んでいく」が、岩倉使節団の時点では、大国主義も小国主義もまだ「未発の可能性」としての選択肢以上のものではなかった、という。

II. 自由民権期の高揚と伏流化——植木枝盛・中江兆民の位置——

民権運動の実践的理論的指導者であった植木枝盛による憲法草案「日本国々憲案」は、①人権保障、②人民主権、③地方自治を特徴としている。その人権規定は限定付きでなく、国家において「人民」と「政府」とは対等な構成要素として位置づけている。さらに、「万国共議政府」と「無上憲法」があれば各国は外患の憂いが少なくなり、「天下の各国皆自由に其国を小分けするを得べし」という。「それは小国化のすすめであると同時に、それとセット化された『万国共議政府』の創設の主張であった」。このように植木の小国主義は、「内には徹底した基本的人権の規定のうえに自由・平等を認め、外には『万国共議政府』の創設と『宇内無上憲法』を制定することによって平和を保持し、軍備の縮小ないし廃止を指向する国のかたちを考えていた」のである。

中江兆民の小国主義については、『信義』『道義』の上に立って、大国といえども畏れず小国たりとも侮らない」と述べ、欧米文明に心酔した使節団と違い、「西欧の価値基準で他地域を序列化して視る」ということはなかった。(略)「(松永 1993)」という文明観を背景にもっていた。

1889年(明治22)2月、大日本帝国憲法が公布された。「兆民や植木の小国主義は、つぎにみる明治政府の大国主義路線におさえ込まれて伏流化し、やがて時と所と色合いを変えて頭をもたげらる」。日清・日露戦争を経て、大陸侵略Ⅱ大国主義へと助走するなかでも、「この間、小国主義が窒息したわけではない。ひとつは社会主義思想の流れ、もうひとつはキリスト教の思想のなかで、それぞれの主義や宗教観の色彩をもちながらも小国主義は主張された」。幸徳秋水や内村鑑三である。

Ⅲ. 「小日本主義」の登場——大正デモクラシーの中で——

東洋経済新報社の主幹（のち会長）三浦鏗太郎は、領土拡大や保護政策に反対し、内治の改善、個人の自由と活動力との増進によって、国民幸福をはかるなどの「小日本主義」の主張のもとで満州放棄をとなえる。それは三浦の後継者石橋湛山に引き継がれる。「三浦や湛山の『小日本主義』は、大正デモクラシーの潮流のなかにあつての小国主義のひとつの形として主張されたのである。この『未発の可能性』としての小国主義は、その上におおいかぶされた侵略的軍国主義によってふたたび伏流化せしめられ、昭和時代へと滑り込む」。

IV. 日本国憲法をめぐる——小国主義の理念の結実

1945年10月、内大臣府と政府がそれぞれ憲法調査にとりかかったことから、政党その他の民間の個人や研究団体が憲法改正の検討をはじめた。そのなかでも「わずかに高野岩三郎が主導し、鈴木安蔵が作業の中心となった憲法研究会によってなされた私擬憲法の提示がGHQの指令とは別の地点からなされる自主的自律的な憲法改正作業となっていた」（高橋1997）。

鈴木は日本憲法史の研究過程で、自由民権期の植木枝盛による「日本国々憲案」に留意し、「植木の自由と平等の基本的人権の主張や抵抗権ないし革命権についての条項が、彼の念頭にあつたことは明らかである」。

憲法研究会が日本政府・GHQに提出した鈴木執筆の「憲法草案要綱」と植木の「日本国々憲案」の条項とを対比している。

「憲法草案要綱」↓「国民ハ法律ノ前ニ平等ニシテ」

「日本国々憲案」↓「日本ノ人民ハ法律上ニ於テ平等トナス」

「憲法草案要綱」↓「国民ハ拷問ヲ加ヘラルルコトナシ」

「日本国々憲案」↓「日本人民ハ拷問ヲ加ヘラル、コトナシ」

このような例をあげ、『憲法草案要綱』の作成過程に、明治十年代の自由民権期における植木の憲法草案をはじめとする私擬憲法案が流れ込んでいることは誰しも否定しえないだろう。これを「私なりに」言い直すと、「この『憲法草案要綱』には植木枝盛の小国主義がそのまま流れ込み、また中江兆民にみられる民権期の小国主義が反映している」と指摘する。

1945年12月26日に発表された「憲法草案要綱」は、総司令部（GHQ）参謀二部と国務省政治顧問事務所とで別々に翻訳され、GHQ民生局のマイロ・E・ラウエル陸軍中佐が「民主主義的で賛成できるものである」と賛意を表した覚え書きを幕僚長に提出した。「憲法研究会案が総司令部案に与えた影響は動かすことのできない事実だった」。

日本国憲法（A）と植木枝盛の「日本国々憲案」（B）との対比：

A：「すべての国民は、法の下に平等であつて・・・」

B：「日本ノ人民ハ法律上ニ於テ平等トナス」

A：「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」

B：「日本人民ハ思想ノ自由ヲ有ス」

A：「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」

B：「国民ハ健康ニシテ文化的水準ノ生活ヲ営ム権利ヲ有ス」

このように「自由民権期の植木や兆民にみられる小国主義が、日本の大國主義の破産した敗戦後の状況のなかで、憲法研究会案を通してマッカーサー（GHQ）草案に流れ込み、それが日本国憲法へと結実した、ということになる」。

一方で、政府の憲法問題調査委員会（松本丞治委員長）の「憲法改正要綱」にみられる認識は「国家主権について明治憲法とまったく変わらない発想を根底に持っていた」ため、「松本（＝日本政府）の認識からすれば、マッカーサー草案はGHQからの『押しつけ』以外の何ものでもないということになる。憲法研究会草案など歴史的背景をもった民間の憲法草案に注目する目も、傾ける耳もいっさい持たなかったのは当然といえよう」。

こうした「内実の歴史的水脈をみることなく、『押しつけ』憲法論によって日本国憲法の小国主義の理念を否定しようとすることは、いかなる理由を付そうとも、大国主義への回帰をめざす以外の何ものでもない」。

最後に、21世紀に小国主義を選択することは、日本近代史の苦闘の歴史の教訓を生かす道であり、「小国主義は、国民の自主・自立のエネルギーの横溢と国家の禁欲を求め、道義と信頼に基づく国際的な連帯と共生を必要とする。そこには大国主義とのたゆまざる闘いがある」と結んでいる。

9. 11以降、世界中が軋むなかで、有事法制やイラク特別特措法が成立して国民の戦時動員や自衛隊の海外派兵が現実化しようとし、専守防衛の見直しや改憲があげすけに言われはじめた現在、明治から昭和にかけて大国主義・軍国主義と対峙し日本国憲法の理念として結実したという「小国主義」は、軍隊を捨てた国「スタリカ」と同様に、いやそれ以上に新鮮で魅力的に思えてならない。